一　平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、平成十二年一月から平成十九年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成十九年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成十九年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十二年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成十九年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十二年一月から平成十二年三月までの月分	一六、一九〇円
平成十二年四月から平成十三年三月までの月分	一五、五六〇円
平成十三年四月から平成十四年三月までの月分	一四、九六〇円
平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、三九〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、一八〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一三、九八〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、〇一〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、〇七〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一〇、五五〇円

別表第三

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、二〇〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	七、〇九〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	六、九九〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、〇一〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、〇三〇円

別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、五一〇円

○厚生労働省告示第五百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、同条第二項に規定する保険料の額を次のとおり告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

基準永住帰国日が平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間にある者	六、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間にある者	六、五〇〇円
基準永住帰国日が平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間にある者	七、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある者	七、五〇〇円
基準永住帰国日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある者	八、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間にある者	八、四〇〇円
基準永住帰国日が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にある者	八、九〇〇円
基準永住帰国日が平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間にある者	九、三〇〇円
基準永住帰国日が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にある者	九、八〇〇円
基準永住帰国日が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にある者	一〇、〇〇〇円
基準永住帰国日が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間にある者	一〇、二〇〇円
基準永住帰国日が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にある者	一〇、四〇〇円
基準永住帰国日が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間にある者	一〇、七〇〇円
基準永住帰国日が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間にある者	一〇、九〇〇円